

障企発 1226 第 2 号  
障精発 1226 第 1 号  
平成 29 年 12 月 26 日

各 障害者関係団体 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企 画 課 長  
精神・障害保健課長  
( 公 印 省 略 )

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳に係る情報連携の本格運用の延期と運用方針等について（周知）

日頃より、障害保健福祉行政の適正な運営に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

マイナンバー制度における情報連携の本格運用が本年 11 月 13 日から始まっております。

これにより、御本人が市役所等の窓口で申請等をする際、市役所等がマイナンバーを利用して、関係機関に情報を照会することができるようになることから、これまで添付を求められていた資料が不要となるなどのメリットがあります。

一方、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳」という。）については、一部の障害者手帳所持者において、障害者手帳に記載された住所の変更が行われていない等の理由により、都道府県等が手帳情報をマイナンバーのシステムに登録できず、結果として情報連携ができない状況が生じております。

※ 療育手帳については、その根拠が法令上で定められていないことなどから、現在、マイナンバー制度における情報連携の対象とされておられません。

その状況を踏まえ、障害者手帳については、まずシステムへの登録件数を増加させるための取組を行うこととし、情報連携の本格運用を当面延期することといたしました（各都道府県の障害福祉主管部（局）へも別途周知済み）。

今般、その内容を別紙のチラシにまとめましたので、貴会におかれましては、障害者手帳所持者やその保護者が利用される施設、機関等の掲示板や会報に当該チラシを掲示していただくこと等により、広く周知していただきますよう御協力をお願いいたします。

# 障害者手帳(身体・精神)をお持ちの皆さまへ

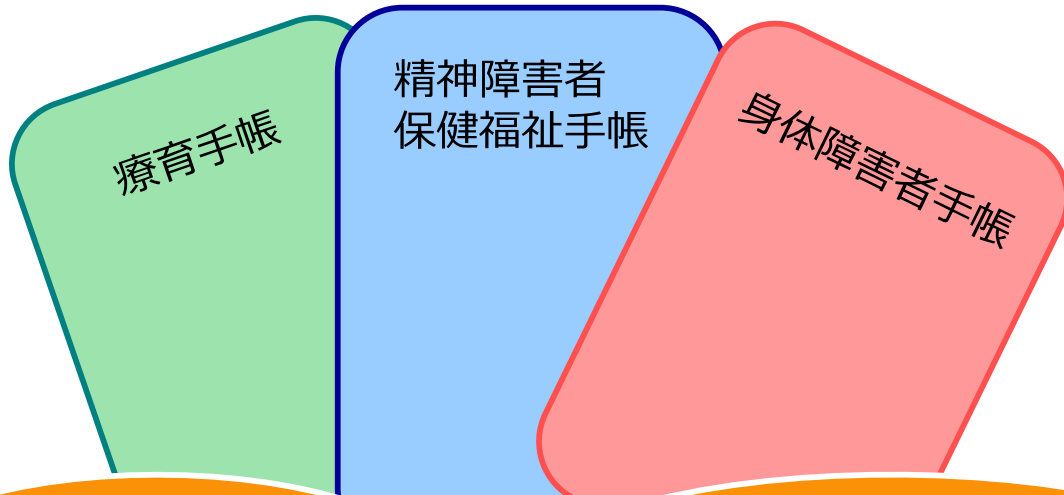
## マイナンバーを使った情報連携に関するお知らせ

- ▶ マイナンバーは、国民の皆さま一人ひとりが持っている番号です。
- ▶ 市役所等の窓口で申請などをする際、この番号を使うと、市役所等が関係機関に問合せをするだけで、皆さまの手帳情報などを得ることができます。  
この仕組みを「情報連携」といい、情報連携が可能になると、申請者が手帳のコピー等を提出する必要がなくなり、便利になります。

## 平成30年7月頃までは障害者手帳が必要です

- ▶ ただし、障害者手帳については、マイナンバーを使った「情報連携」が当面延期されており、平成30年7月頃までは、**これまでと同じく、障害者手帳のコピー添付等が必要です。**
- ▶ 市役所等で申請を行う際は、引き続き障害者手帳のご持参をお願いいたします。
- ▶ 障害者手帳に書かれた住所・氏名等が変わっても、市役所等で変更の手続きをしていない場合などは、平成30年7月以降も、**マイナンバーを使った情報連携が行えない可能性**があります。  
お心当たりのある方は、お住まいの自治体の市役所等で手続きしてください。

も しょうがいしゃ てちょう  
**お持ちの障害者手帳、**  
かくにん  
**ご確認ください。**



ひこ  
引っ越した

みょうじか  
名字が変わった

こんな時、**変更の届出**が必要です

手帳に書かれた情報（住所、氏名など）が、現在のものと違うときは、お住まいの自治体へお知らせください。

**マイナンバー制度との連携が始まります！**

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳は、マイナンバーによる情報の連携が可能になります。変更の届出をすると、今後、各種手続の際、手帳の提出が不要になる場合があります。